

# 令和7年度小豆島町ナラ枯れ防除事業（伐倒くん蒸）仕様書

## 第1 基本的事項

### 1 総括

- (1) 委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、設計図書及びこの仕様書によって施工しなければならない。
- (2) 設計図書と共に仕様書の間に相違がある場合等、疑義については、受託者は委託者に確認して指示を受けなければならない。
- (3) 受託者は、信義に従って誠実に事業を履行し、委託者の指示がない限り事業を継続しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情で臨機の措置を行う場合は、この限りではない。

### 2 施工従事者

- (1) 作業従事者は、ナラ枯れ防除事業に必要な知識・技術を習得した者でなければならない。なお、農薬管理指導者等の専門資格、技術士（森林部門）または林業技士の資格を有する者を現場に設置することが望ましい。
- (2) 受託者は、施工前に作業従事者に対し、ナラ枯れ防除事業に必要となる知識・技術講習を実施し、また、新規参入者への講習も適時に行うものとする。

### 3 事業現場管理

- (1) 受託者は、常に事業の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。
- (2) 受託者は、事業の施工中、委託者及び管理者の許可なくして流水及び交通の妨害となるような行為、又は公衆に迷惑を及ぼす等の施工方法の採用をしてはならない。
- (3) 受託者は、事業箇所及びその周辺にある地上若しくは地下の既設物に対し、支障を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。
- (4) 受託者は、薬剤及び油類等の危険物を使用する場合には、その保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い、万全の対策を講じなければならない。
- (5) 受託者は、事業現場に事業関係者以外の者の立ち入りを禁止する必要がある場合は、立入禁止の標示をする等、必要な措置を講じなければならない。
- (6) 受託者は、事業現場には一般通行人が見やすい場所に事業名、事業期間、事業主体名、事業受託者の氏名、連絡先及び電話番号、現場責任者名等を記入した事業標示板を設置しなければならない。
- (7) 受託者は、事業の実施に影響を及ぼす事故、人身事故、又は第三者に危害を及ぼす等の事故が発生した場合、又はその徵候を発見した場合は、応急の措置を講ずるとともに、すみやかに委託者に報告しなければならない。
- (8) 受託者は、施工に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。また、現場での喫煙は原則禁止とし、火気の使用を禁止しなければならない。

### 4 施工計画書

受託者は事業着手前に、次の事項を記載した施工計画書を委託者に提出しなければならない。また、委託者がその他の項目について補足を求めた場合には追記するものとする。ただし、委託者の承諾を得た事項については、省略することができる。

- ア 計画工程表
- イ 緊急時の体制
- ウ 安全管理

### 5 施工中の環境への配慮

受託者は、事業の施工に当たり、現場及び現場周辺の自然環境、景観等の保全に十分配慮するとともに、自然環境、景観等が著しく阻害される恐れのある場合及び委託者が指示した場合には、措置を講じ、委託者の確認を受けなければならない。

## 6 官公庁への手続

- (1) 受託者は、事業の施行に当たり、必要な関係官公庁その他の機関に対する諸手続は、迅速に処理しなければならない。
- (2) 受託者は、関係官公庁その他の機関に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、遅滞なく委託者に報告しなければならない。

## 7 諸法規の遵守

受託者は、事業の施工に当たり、関係法令及び事業に関する諸法規を遵守し、事業の円滑な進捗を図るとともに、関係法令等の運営・適用は、受託者の負担と責任において行われなければならない。

## 8 安全管理

- (1) 受託者は、事業の施工に当たり、常に安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならぬ。
- (2) 受託者は、使用機械、車両等の点検整備を行い、管理するものとする。
- (3) 受託者は、事業の施工中に事故が発生した場合、直ちに委託者に通報するとともに、事故の報告書を委託者が指示する期日までに、委託者に提出しなければならない。

## 9 事業中の検査又は確認

- (1) 受託者は、事業施工中において、設計図書で指定した事項又は委託者があらかじめ指示した事項については、委託者の検査又は確認を受けなければ、後続の作業を進めてはならない。
- (2) 前1項の規定において、受託者は、委託者の検査及び確認に関する資料を整備しなければならない。

## 10 事業検査

- (1) 検査に当たっては、受託者が必ず立ち会って検査を行わなければならない。
- (2) 受託者は、検査のために必要な資料及びその他の措置について、委託者の指示に従わなければならない。

## 11 後片付け

受託者は、事業の全部又は一部の完成に際し、施工地周辺を保全、後片付け及び清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、事業検査に必要なものは委託者の指示に従って存置し、検査終了後に撤去するものとする。

## 12 提出物

受託者は事業完了の報告とともに、次の書類を委託者に提出しなければならない。ただし、委託者の承諾を得たものについては、省略することができる。

- ア 作業日誌
- イ 写真
- ウ 出来高野帳
- エ その他、委託者が指示する書類

## 第2 伐倒くん蒸作業にかかる事項

### 1 伐倒措置

- (1) 駆除の対象木は、別添実施区域図内に位置するナラ枯れ被害木とするが、具体的には監督職員の指示を受けなければならない。
- (2) 被害木の伐倒は、周辺の健全木等に傷害を与えないようを行うこととし、地際付近で行うものとする。
- (3) 伐倒した被害木は、1m程度の長さに玉切り、枝払いを行い、薬剤から発生する殺虫ガスが内部に拡散しやすいように、材の表面にチェーンソー等で深さ4～5cmの刻みを入れる。同様に根株にも刻みを入れること。

### 2 集積措置及び薬剤処理

- ア 使用する薬剤は「NCS」、「キルパー40」等のくん蒸剤とする。
- イ 玉切りした被害材を根株付近に集積し、薬剤を規定量撒き被覆ビニールシート(以下「シート」という。)で被覆し完全にシートの裾を土で埋め戻すなどして密封すること。また、シートを破るおそれのある枝条や突起物は中心部に積むこと。
- ウ 各被覆にはどの被害木が含まれるかわかるよう工夫すること。
- エ シートがカラス等によって破られるとくん蒸効果が低下するので、被害を受けないように工夫するとともに、くん蒸期間中は定期的に点検し、シートの破損を発見した場合には直ちに補修等適切な措置をとること。
- オ 14日以上シートで被覆し、検査終了後にシートは速やかに取り除き、撤去、回収するとともに、集積した被害材が崩落し、被害を発生させることが無いように留意すること。

### 3 薬剤の管理及び取扱い

- (1) 受託者は、薬剤を使用する場合には、その管理及び取扱いについて関係法令の定めるところに従わなければならない。
- (2) 薬剤の散布にあたる従事者は、ヘルメット、マスク、ゴム手袋等を着用し、事故の無いよう安全作業に努めなければならない。
- (3) 駆除に使用した薬剤の空容器、シート等は、受託者が責任をもって適正に処理すること。
- (4) 敷布に使用した器具等を洗浄した水は、河川等には流さず地下水を汚染する恐れのない安全な場所を選び、適切かつ安全に処理すること。

### 4 伐開措置

駆除の対象木の周囲で伐倒及び集積措置並びに薬剤処理の支障となる灌木等を伐開する場合は、その範囲を必要最小限とすること。

### 5 駆除野帳及び図面

受託者は、駆除した伐倒木の番号、胸高直径、樹高、幹材積、駆除材積等を記載した出来高野帳を作成すること。また、伐倒木の位置図、あるいは位置情報が分かるものを作成すること。

### 6 写真記録

次の事項について撮影し、整理して提出すること。

なお、デジタル写真による撮影、管理の場合は、原則として画像編集したもののは認めない。

#### (1) 伐倒措置

伐採木全体の5%以上を無作為に抽出し、被害木番号が判別できる状態で玉切り、枝払い、集積状況が確認できるよう撮影すること。

#### (2)くん蒸作業

ア 集積完了状況が確認できるよう撮影すること。

イくん蒸開始日、集積被害木番号、材積、使用薬剤の種類及び使用数量を黒板に記載し、その黒

板、使用薬剤量とともにくん蒸開始状況を撮影すること。

ウ シート被覆後に、シート設置状況、使用薬剤（薬剤の空容器等）を確認できるものを撮影すること。

エ くん蒸終了後、シート撤去完了状況、撤去したシートを撮影するものとする。

(3) 使用材料

使用薬剤については、検収時に数量が分かる状態で全量を撮影し、完了時には空容器の数量が分かる状態で全量を撮影する。

くん蒸作業に使用する被覆用ビニールシートについては、検収時及び完了時に数量が分かる状態で全量を撮影する。

(4) その他

その他委託者が指示する状況等を撮影すること。